

4月6日に行なった韓国民主党議員団への報告に関し、二点を補足します。

## 1. 海への放出は弱者へのつけの押し付け

### (1) 根本原因から目をそらす対症療法は施さないほうがいい

6日の報告の際、「トリチウム水を海に放出しないとすれば、どう処理すればよいと考えるのか」という質問に対して、「陸上で、目に見える形で保管すべき」と答えました。

私がおみ問題に関わるきっかけになったのは、1981年のフェニックス計画でした。運輸省・厚生省により作られたもので、廃棄物及び残土で東京湾・大阪湾に「ごみの島」を造るという計画でした。

そんな計画を実施する前にリサイクルを促進すべきという考えから、反対運動に取り組みました。結局、「ごみの島」は造られましたが、反対運動は、その後の循環型社会づくりに貢献したと思います。

トリチウム汚染水の海洋放出も、安易に認めてしまうと、その根本原因である「原発の推進」を認めてしまうことになると思います。

症状が出たからといって、症状を緩和するだけの対策をとっていると、根本原因は治らないばかりか、どんどんひどくなります。根本原因への取組みから目をそらすような対症療法は、むしろ施さないほうがいいと思います。

### (2) 海への放出は原発と同根

海への放出は、陸での経済活動のつけを海に押し付けるものです。原発は、放射性廃棄物の処理を将来の世代に押し付けますから、経済活動のつけを子孫に押し付けるものです。

空間的に押し付けるか、時間的に押し付けるか、の違いはあっても、つけを発言権の無い弱者に押し付ける点で同根です。

つけを弱者に押し付けるのではなく、つけを必要としない経済活動に改めることを追求すべきだと思います。

## 2. ロンドン条約及び海洋汚染防止法について

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(通称「ロンドン条約」)は、海洋汚染を防ぐための条約として1972年12月にロンドンで採択され、1975年8月に発効しました(日本は1980年10月に同条約を締結)。

同条約は、水銀、カドミウム、放射性廃棄物などの有害廃棄物を限定的に列挙し、これらの海洋投棄のみを禁止していましたが、その後の世界的な海洋環境保護の必要性への認識の高まりを受けて、海洋汚染の防止措置を更に強化するため、「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」(通称「ロンドン議定書」)が1996年11月にロンドンで採択され、2006年3月に発効しました(日本は2007年10月に同議定書を締結)。同議定書は、廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止した上で、例外的にしゅんせつ物、下水汚泥など、海洋投棄を検討できる品目を列挙するとともに、これらの品目を海洋投棄できる場合であっても、厳格な条件の下でのみ許可することとしました。

ロンドン条約及びロンドン議定書によれば、放射性物質を船舶等(船舶、飛行機、海洋施設)から投棄することは禁じられています。

ところが、ロンドン条約を守るための国内法である海洋汚染防止法では、第 52 条（この法律の規定は、放射性物質による海洋汚染等及びその防止については、適用しない）により、放射性物質については適用除外としています。これは、環境基本法第 13 条に基づく措置と思われるのですが、環境基本法第 13 条削除に伴い、早急に是正されなければならないはずです。

また、第 52 条が是正されても、海洋汚染防止法は、船舶等からの投棄にしか適用されないという限界を持っていますが、船舶等からの投棄が禁止されているものが陸上からは自由に排出できるというのは海洋汚染防止のうえで好ましくないことは明らかですから、今回のトリチウム汚染水問題をロンドン条約・ロンドン議定書の問題点を追及する好機にすることが期待されます。

以 上